平成十五年度

第二十三回

港湾環境整備負担金部会速記録

於 日時 東京都庭園美術館 平成十五年十一月六日 (木曜日)

新館 小ホール

出

席

者

社団法人日本港湾協会理事 学識経験を有する者

前・財団法人東京動物園協会常任理事 港湾・海上公園利用者

山 坂

田井

元 順

一 行

社団法人東京港運協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

東京港港湾労働組合協議会副議長

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

関東運輸局次長

次

第

開

会

諮問事項の審議

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について(案)

Ξ

閉

会

東京海上保安部長

港湾経営部長

企画課長 水域管理課長 総務部長

東

京 都 職

澤

秀

都 犬 伊 鶴

塚 藤

征哉治秀

研幸元

畄

渡

竹辺

和 足 (代理)

員 佐 野 藤

岡佐浅片 畄

和 夫

清 志

義 貞 隆造信行

倉

順

-1-

開 会 (午前十一時五十分)

したいと存じます。 都港湾審議会、第二十三回港湾環境整備負担金部会を開催いたころ、引き続きよろしくお願いいたします。ただいまより東京岡崎企画課長 それでは、お待たせいたしました。お疲れのと

だきますので、よろしくお願いいたします。 当部会の審議につきましては、審議会同様公開とさせていた

えてございます。して、九名全員のご出席をいただいておりまして、定足数を超出席状況でございますけれども、代理でご出席の方を含めま

ます。さんにお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたしさんにお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたしそれでは、これからの議事進行につきましては、坂井部会長

諮問事項の審議

・ 港 湾 工 事 境 の 整 指 定 負 に 担 つ 金 ١J に て 係 る 案 負 担

りますが、早速部会を開かせていただきたいと思います。 坂井部会長 それでは、ちょっと時間が五分ぐらいおくれてお

局のほうから説明をしてください。備負担金に係る負担対象工事の指定(案)につきまして、事務にございます、例年と同じでございますけれども、港湾環境整きょうは、諮問事項の審議に入りたいと思いますが、お手元

げたいと存じます。 備負担金の負担対象工事の指定につきまして、ご説明を申し上片岡港湾経営部長 港湾経営部長の片岡でございます。環境整

港湾環境整備負担金につきましては、既にご案内のことと存

説明させていただきます。っしゃいますので、制度の概要につきまして、冒頭で簡単にごじますが、このたび新たにご就任を賜りました委員の方もいら

のでございます。 全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくもでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備、保この制度は、臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営ん

五千百六十九万余円で、負担対象事業者は六十六社でございま 五年度の港湾環境整備負担金でございますが、負担金の総額は いたしまして、ご負担をいただいているところでございます。 しては、港湾環境整備負担金条例、及び同条例施行規則を制定 しては、港湾環境整備負担金条例、及び同条例施行規則を制定 まして、資料としておつけしてございますが、東京都におきま 昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でござい

では、資料に基づきまして、ご説明申し上げます

たいと存じます。 負担金に係る負担対象工事の指定(案)」 についてご覧いただき 恐れ入りますが、お手元にございます資料1、「 港湾環境整備

順次ご説明申し上げます。内にある工場又は事業場の敷地の合計面積」まで、項目ごとにいます.の「工事の種類」から.の「当該工事に係る負担区域定についてをご覧いただきたいと思います。表の最上段にござえ紙を含めまして、三枚目でございます。負担対象工事の指

に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境の整備1の港湾環境整備施設の建設又は改良の工事は、港湾法第二条の「工事の種類」でございます。上から下にご説明いたします。条例に基づいて告示すべき事項でございまして、まず、 の欄から の各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、

事でございます。 でございまして、3は漂流物の除去その他水面清掃のための工を行うものでございます。2は港湾環境整備施設の維持の工事

区域内の水面清掃の工事でございます。は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事です。3は東京港港湾工事は、城南島海浜公園整備工事でございます。2の維持工事の欄は、「工事の名称」でございます。1の建設又は改良の

ております。 の欄は、それぞれの「工事の実施された場所」をお示しし

した平成十四年度の費用でございます。 の欄はそれぞれの工事に要の欄は「工事の完了した日」、 の欄はそれぞれの工事に要

及び水面の港湾区域が負担区域となります。域でございまして、水面の清掃工事につきましては、臨港地区事及び2の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区の欄は「負担区域」でございます。1の建設または改良工

に記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じまんでおられる事業者でございまして、東京都港湾環境整備負担んでおられる事業者でございまして、東京都港湾環境整備負担んでおられる事業者でございまして、東京都港湾環境整備負担んでおられる事業者でございまして、東京都港湾環境整備負担なお、負担対象事業者は臨港地区及び港湾区域内で事業を営い。

の基礎となるものでございます。の敷地の面積の合計」でございまして、この面積が負担金算出の敷地の面積の合計」でございまして、この面積が負担金算出

以上、諮問案について概略を説明申し上げましたが、より詳

細に資料2で補足をさせていただきたいと存じます。

料」、その一ページをお開きいただきたいと存じます。資料2、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資

して、千四十五・七ヘクタールございます。 かい線で囲われております陸域部分が臨港地区でございまの上段にございますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部は、東京港港湾区域及び臨港地区でございます。 図の右側の表は、東京港港湾区域及び臨港地区でございます。 図の右側の表

してございます。が色分けしてございまして、それぞれの施行箇所を図面に落とがた中段の表には、先ほどご説明申し上げました工事の種類

してございますので、ご覧いただきたいと存じます。計十カ所でございます。公園の名称及び面積は下段の表に記載浜公園一カ所でございます。緑色の表示箇所と、この城南島海良工事の実施箇所で、 の番号でお示してございます城南島海良工事の実施箇所で、 の番号でお示してございます城南島海

記載してございます。この表は負担金徴収額の算定内容を収額の概要でございます。この表は負担金徴収額の算定内容を続きまして二ページでございます。平成十五年度の負担金徴

上段の表につきまして、ご説明申し上げます

徴収額が二千二百二十六万余円となり、合計額は、事業費四億事につきましては、事業費二億五千七百十二万円に対しまして、事業費が一億八千九百五十三万余円に対しまして、徴収額が記が百六万余円となります。同様に、維持工事につきましては、徴収額が記録設・改良工事につきましては、A欄の事業費が三千七百四建設・改良工事につきましては、A欄の事業費が三千七百四

となっております。 八千四百十五万余円に対しまして、徴収額五千百六十九万余円

ぎいます。 Dに分母面積となる事業場の敷地面積の算出基礎を記載してごいた段の表のAには、それぞれの工事に要した費用の内訳及び

いただきたいと存じます。費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。ご覧次に、三ページから五ページにかけましては、各工事の事業

ざいます。ヤンプ場の改修や受変電設備の改修工事等、記載のとおりでごヤンプ場の改修や受変電設備の改修工事等、記載のとおりでごました城南島海浜公園の図面でございます。工事の内容は、キー次の六ページでございます。これは建設・改良工事が行われ

次に七ページをご覧いただきたいと存じます。

たしてございます。

「おり、昨年に比べ、七万五千九百七十二平方メートル増加いめ、管理面積の合計が二十五万五千八十七平方メートルとなっけ二日に城南島海浜公園でつばさ浜が追加開園いたしましたた面積の増減等を記載したものでございます。平成十四年四月二年持工事の対象となっております十の公園の名称、管理面積、

は、表の右側に記載のとおりでございます。とに、上段が平成十五年度、中段が平成十四年度、下段に増減とに、上段が平成十五年度、中段が平成十四年度、下段に増減業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごこの表は、ご参考までに、平成十四年度と平成十五年度の事品れ入りますが、資料4をご覧いただきたいと存じます。

五千百六十九万余円となっております。 負担額の合計は昨年より四百二十七万余円減少いたしまして、

だきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていた

坂井部会長 ありがとうございました。

をします。 は何でも結構でございます。ご意見等ございましたら、お願い ただいま、ご説明をいただきましたが、何かご質疑、あるい

日より人事異動の関係で参加させていただいております。 大塚委員 定航船主会長をしております犬塚でございます。 本

思っております。

思っております。

思っておりますが、私どもの意見として記録していただければときているんではないでしょうか。ということで、お答えは結構さらも一部には理解しにくいということも聞いておりますので、お会や経済の情勢も大分変わってきておりまして、また新規にど過ぎているわけですけれども、制度の開始当初と比べますと、ど過ぎているわけですけれども、制度の開始当初と比べますと、と過ぎているわけですけれども、制度の開始当初と比べますと、当ましたが、昭和四十八年にこの制度ができまして、三十年ほりましたが、昭和四十八年にこの制度ができまして、三十年ほりましたが、昭和四十八年にこの制度ができまして、三十年ほりましたが、昭和四十八年にこの制度ができまして、お答えは話があります。

大年の港湾法の大改正のときに環境整備負担金という制度ができ上がって以来、この方式でやっており、ずっと今日に至っておりますと、何かちょっと、当時はどちらかというと、とにておりますと、何かちょっと、当時はどちらかというと、とにておりますと、何かちょっと、当時はどちらかというと、とにのの財源の一部としてということでしてきたんですが、敷地ための財源の一部としてということでしてきたんですが、敷地ための財源の一部としてということでしてきたんですが、敷地での後ここ二十年ぐらいの間に世の中変わっていますので、中での後ここ二十年ぐらいの間に世の中変わっていますので、かくやるんだということで、環境整備負担金という場であります。

これは、何も東京の皆さんだけではなくて、 全国的には特定

てみたいというふうに思います。どうもありがとうございます。 ところで、あるいは国土交通省、きょうは国土交通省のほうからもます。 これはまた、今すぐそれじゃ 私が責任を持ってどうこうます。 これはまた、今すぐそれじゃ 私が責任を持ってどうこうます。 これはまた、今すぐそれじゃ 私が責任を持ってどうこうます。 これはまた、今すぐそれじゃ 私が責任を持ってどうこうます。 これはまた、今すぐそれじゃ 私が責任を持ってどうこうます。 これはまた、今すぐそれじゃ 私が責任を持ってどうこうはコースので、 少しあるプログラムでもつくって、 一、 二年の出ているので、 少しあるプログラムでもつくって、 一、 二年の間に何か結論を出すようにというようなことを、 私も陳情をしてみたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

まないんですか。どうですかね。まないんですか。どうですかね。これは海面のごみ清掃に係る費用を一応ここで負担してもらってれは海面のごみ清掃に係る費用を一応ここで負担してもらっていますが、油なんか突発的に、それは油だけじゃなくて、高潮のときに流木だ、いろんなものが出てきて、それをある短期間に、例えば三カ月の間にどっと処理しなきゃいかんというような話になると、これは環境整備負担金になじむんですか。なじれば海面のごみ清掃に係る費用を一応ここで負担してもらってれば海面のごみ清掃に係る費用を一応ここで負担してもらっている話になると、これは海面の話がありましたよね。こまないんですか。どうですかね。

まいりますので、そういう部分も当然水面清掃の中には入ってこの対象となってございます。日常的に川のほうからは流れて片岡港湾経営部長(水面清掃という一般的な範疇に入る範囲で、川の上流からごみが流れてくるような話、どうですか。(あるいは、今までそういう例、例えば高潮なんかあって、河

片岡港湾経営部長 一般的には、坂井部会長 入っているわけですね。

ただ、突発的に、先ほどおっしゃったような事故が起きた..

:

坂井部会長のえば高潮が起きたとか。

ただくという考え方でお願いをしております。がございました。これについては、基本的に原因者に負担をいグレース号の事故がございまして、油が流出したというケース片岡港湾経営部長 高潮は事例がないんですが、ダイヤモンド

坂井部会長(ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

と思いますが、ご異議ございませんでしょうか。工事の指定」につきましては、原案どおりとする旨答申したいまご審議いただきました「港湾環境整備負担金に係る負担対象それでは、特にご発言もないようでございますので、ただい

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。 以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと思います。いますので、原案を適当とする旨答申をさせていただきます。 坂井部会長 ありがとうございます。 異議なしとのことでござ

坂井部会長 どうぞ。

でしょうか。

片岡港湾経営部長 私から一言ご挨拶を申し上げてもよろしい

決定を頂戴致しました。(只今、諮問案につきましては、「原案を適当とする」旨のご

指導の程お願い申しあげます。の保全になお一層努めて参りますので、今後ともよろしく御を得て、港湾環境整備負担金制度を運用しながら、港湾環境東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者のご理解

ありがとうございました。

閉会 (午後〇時七分)

了